

参 考 資 料 3

構 造 改 革 特 別 区 域 推 進 本 部 決 定 に つ い て

構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針(抄)

平成17年10月11日
構造改革特別区域推進本部

平成17年6月1日から30日まで実施した構造改革特区に係る第7次提案の募集に対しては、地域再生における支援措置の提案とあわせて、317件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとるものとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

(略)

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

[今後の対応方針]

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3. その他

(略)

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第7次提案追加分)(抄)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
976	二次医療圏内における病院の統合再編整備に向けた病床規制の緩和	医療法第7条の2及び第30条の3、医療法施行令第5条の2、第5条の3及び第5条の4	病床過剰地域における病院の統合再編整備については、二次医療圏内において病床数が全体で減少する場合には、自治体病院をはじめとした公的病院等に関し新設あるいは増床が認められているところ、公的病院等に加え医療法人も含めた統合再編整備が制度的に可能となるようにする。	平成18年度中	厚生労働省

構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針（抄）

平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日

構造改革特別区域推進本部

「平成 1 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成 1 7 年 1 月 2 1 日閣議決定）において、「構造改革特区については、今後とも規制改革の突破口としての役割を果たしていくが、これまでの特区提案のうち実現しなかったものについての総点検の結果を踏まえ、更なる充実に向けた方策を実施する」とされている。

これを踏まえ、平成 1 7 年 3 月 3 1 日に構造改革特別区域推進本部長決定を行い、「今後の構造改革特区の推進に当たっては、これまでの特区提案のうち実現しなかったものの中から重点的に検討する項目を選定し、その実現を図っていくため、特区において講じられた規制の特例措置の評価の経験を踏まえ、有識者として構造改革特別区域推進本部評価委員会の委員を参集し、意見の開陳を求めることとし、このために構造改革特区に関する有識者会議を開催する」こととした。

有識者会議は、こうした設置の趣旨を踏まえ、第 1 次提案から第 6 次提案までのうち対応不可の判断を示された提案の中から社会的・経済的に意味があるものを選定し、「構造改革特区に関する有識者会議意見」をとりまとめ、9 月 3 0 日に本部長に提出した。

本部は、有識者会議の意見を踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

（略）

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項

検討の結果、規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項は、別表3のとおりである。

別表3に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、規制所管省庁は進捗状況について内閣官房に所要の報告を行うものとする。

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(抄)

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
4	医療関係業務の労働者派遣の容認	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条	病院・診療所等への医療関係職種の派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成17年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。 ①すべての医療関係職種(労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。)について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。 ②へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。 【平成17年度中に方針を決定】	厚生労働省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項(抄)

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
2	外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律第2条第3号	来年4月から義務化される歯科医師臨床研修制度に係る検討を見ながら、診療所について外国人歯科医師臨床修練制度の対象施設要件の設定の可否を検討する。 【平成17年度中に結論を得る】	厚生労働省